

○福岡県総合計画審議会規則

昭和六十一年五月三十一日
福岡県規則第四十一号

福岡県総合計画審議会規則を制定し、ここに公布する。

福岡県総合計画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県総合計画審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次の事項について調査審議する。

- 一 総合計画に関する事項
 - 二 その他総合計画と密接な関係を有する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して、知事に意見を述べ、又は知事の諮問に答申する。

(組織)

第三条 審議会は、四十一人以内の委員をもって組織する。

- 2 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第四条 委員は、県の総合的かつ基本的な計画及びその実施等に関して優れた識見を有する次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験者 三十人以内
 - 二 関係行政機関等の職員 四人以内
 - 三 県議会において推薦された議員 七人以内
- 2 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、関係行政機関等の職員たる委員の任期は、その在職期間とする。

(特別委員)

第五条 審議会に、特別の事項を調査審議させる必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第七条 審議会は、必要に応じて小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員をもって構成し、その会議は、必要に応じて会長が招集する。

(特別委員会)

第八条 審議会に、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、会長の命を受けて、特別の事項を調査審議する。

3 特別委員会は、特別委員をもって組織する。

4 特別委員会に委員長を置き、特別委員のうちから互選する。

5 委員長は、必要に応じて会議を招集し、会務を総理する。

(会議録)

第九条 議長は、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議決事項

四 議事の経過の概要及びその結果

五 その他必要と認める事項

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、企画・地域振興部総合政策課において処理する。

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。